

相続に関する相談事例 ～相続人でない孫へ相続時精算課税贈与があった場合～ その4

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第4回目は、相続人でない孫へ相続時精算課税贈与があった場合の課税関係について解説します。

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

また、令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、その相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を相続財産に加算して相続税額を計算します。

【設例】以下のような生前贈与（贈与者：祖父、受贈者：長男の子（30歳））があった場合の相続財産への加算と、相続税の課税関係について解説します。

なお、祖父は、令和13年2月に死亡すると仮定します。

贈与年月	贈与価額	暦年贈与の場合		相続時精算課税贈与の場合	
		贈与税	相続財産への加算	贈与税	相続財産への加算
令和6年3月	500万円	48.5万円	—	0円	390万円
令和7年5月	500万円	48.5万円	—	0円	390万円
令和8年7月	500万円	48.5万円	—	0円	390万円
令和9年8月	500万円	48.5万円	—	0円	390万円
令和10年9月	500万円	48.5万円	—	0円	390万円
令和11年1月	500万円	48.5万円	—	0円	390万円
令和12年2月	500万円	48.5万円	—	(※2) 46万円	390万円
合 計	3,500万円	339.5万円	(※1) —	46万円	2,730万円

(※1) 長男の子が遺贈によって財産を取得していた場合には、相続開始前7年以内の贈与財産は相続財産に加算される。
 その場合の生前贈与加算の金額は、3,500万円－100万円＝3,400万円とされる。

(※2) 相続時精算課税の特別控除額2,500万円を控除した残額に対して20%の税率で贈与税が課税される。

(390万円×7年－2,500万円)＝230万円 → 贈与税46万円

【祖父の相続税（遺産の額が3億円で相続人が長男1人）の場合】

● 相続税の計算 (単位：万円)

	長男	長男の子
遺産の額	30,000	—
精算課税贈与加算	—	2,730
課税価格	30,000	2,730
相続税の総額	10,408	
各人の算出税額	9,540	868
2割加算	—	174
贈与税額控除	—	△46
納付税額	9,540	996
合計税額	10,536	

以上の設例によれば、長男の子に相続時精算課税贈与があった場合に、税負担の合計額は、相続税10,536万円＋贈与税46万円＝10,582万円となります。

一方、長男の子が暦年贈与を選択していた場合の税負担の合計額は、相続税9,180万円＋贈与税339.5万円＝9,519.5万円となります。また、長男の子が祖父から遺贈を受けていた場合には、暦年贈与によって取得した財産が相続財産に加算され税負担の合計額は、相続税10,588.5万円（2割加算及び贈与税額控除後）＋贈与税339.5万円＝10,928万円となります。この設例の場合、相続時精算課税贈与よりも暦年贈与による贈与の選択（長男の子が遺贈を受けない場合）が有利となります。（文責：山本和義）